

入札公告

○愛媛県市町総合事務組合公告第11号

次のとおり入札後審査型一般競争入札に付する。

令和2年4月1日

愛媛県市町総合事務組合 組合長



入札後審査型一般競争入札公告個別事項

入札に付する事項	工事名	愛媛県自治会館新会館建設工事		
	工事場所	愛媛県松山市一番町四丁目1番地2		
	工事概要	愛媛県自治会館新会館建設工事1.0式		
		愛媛県自治会館 S造5階建 延べ床面積 2,440.81㎡ 耐震安全性の目標 構造体：Ⅱ類 建築非構造部材：A類 建築設備：甲類 その他 省エネ法適合性判定対象建物		
	工期	工事開始日	令和2年7月1日から	
		工期末日	令和3年6月30日まで	
予定価格	882,310,000円(802,100,000円(消費税及び地方消費税を除く。))			
入札参加資格	(1) 設計業務等の受託者	商号又は名称	新企画設計株式会社	
		住所(本社)	愛媛県松山市高井町1990番地8	
	(2) 建設業許可	許可業種	建築	
		許可区分	一般建設業及び特定建設業	
		本店等区分	本店又は支店	
		本店等所在地	愛媛県中予地区	
	(3) 経営事項審査	建設工事の種別	— [ ]	
		その他(経審)	— [ ]	
	(4) 格付け	格付け業種	平成31・32年度愛媛県建設工事等入札参加資格 (建設工事(県内業者)) 建築	
		格付け等級	A等級又はB等級	
		その他(格付け)	—	
	(5) 施工実績(過去15年間)	工事の種類等	S構造新築工事	
		出資比率等	—	
	(6) 配置予定技術者の資格等及び従事経験(過去15年間)	種類	監理技術者又は主任技術者	
		法令による資格・免許等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記(2)に掲げる許可業種に関して建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者であること。</li> <li>・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証(上記(2)に掲げる許可業種に係るものに限る。)及び監理技術者講習修了証(監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴が貼り付けられている者は不要)を有する者であること。</li> </ul>	
従事経験		上記(5)に掲げる要件をすべて満たす工事に従事した経験(当該工事の工期の2分の1以上を占める従事経験に限る。また、監理技術者又は主任技術者としての従事経験のほか、担当技術者又は現場代理人としての従事経験を含む。)を有すること。		

契約条項を示す場所及び問い合わせ先	担当課	愛媛県市町総合事務組合 事業課
	電話番号	089(941)7598
	FAX番号	089(945)1318
	電子メール	jigyoun@ecsk.jp
	住所	〒790-0067 愛媛県松山市大手町一丁目7番地3 松山大手町ビル 3階
日程等	入札説明書の掲載期間	令和2年4月1日(水)から令和2年4月20日(月)まで
	設計書等の貸与期間	令和2年4月1日(水)から令和2年4月20日(月)までの受付時間中
	入札説明書についての質問提出期間	令和2年4月1日(水)から令和2年4月15日(水)までの受付時間中
	質問に対する回答の公表期間	令和2年4月20日(月)から令和2年4月28日(火)まで
	申請書類の提出期間	令和2年4月20日(月)から令和2年4月28日(火)までの受付時間中
	事前確認の日	令和2年5月8日(金)
	入札期間	令和2年5月11日(月)から令和2年5月15日(金)までの受付時間中
	開札日時	令和2年5月22日(金) 午前 10時00分
	開札場所	愛媛県松山市二番町4丁目6番地2 愛媛県水産会館 5階 研修室
	施工体制確認に係る調査資料の提出期限	令和2年5月29日(金) 午後 3時00分
	低入札価格調査資料の提出期限	(※調査基準価格を下回った入札を行った者のみ提出) 令和2年6月5日(金) 午後 5時00分
	総合評価値についての疑義照会期間	—
	落札者の決定の期限	令和2年6月3日(水) (ただし、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、この限りでない。)
	入札参加資格を認められなかった理由の説明要求期限	令和2年5月20日(金)までの受付時間中
説明要求に対する回答期限	令和2年6月12日(金)	
支払条件	前払金	請負代金額の10分の4に相当する額以内の額とする。(部分払に代えて中間前金払を選択した場合は、10分の6に相当する額以内) なお、低入札価格調査に係る契約にあつては、前金払は請負代金額の10分の2に相当する額以内の額とする。(部分払に代えて中間前金払を選択した場合は、10分の4に相当する額以内) ただし、前払金の上限を2億円とする。(中間前金払を選択した場合は上限を4億円以内)
	部分払	中間前金払に代えて部分払を選択した場合、部分払を請求できる回数は、1回を限度とする。 ただし、部分払の上限を2億円とする。
その他	<p>本組合は、一部事務組合(地方公共団体)で、愛媛県とは別組織です。 手続き書類につきましては、県に準じますが、あて先、根拠となる条例・規則等の名称が異なる部分がありますのでご注意ください。</p> <p>ア この公告の工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。 イ この公告の工事は、簡易型総合評価落札方式(実績確認型(施工体制確認方式))の対象工事である。 ウ この公告の工事は、愛媛県建設工事低価格入札者排除措置要綱の対象であり、入札期間の初日から落札決定日までの間に排除措置の期間がある者の入札は無効とする。 エ この公告の工事は、愛媛県余裕工期設定工事に係る事務取扱要領の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。 オ この公告の工事は、本組合及び共同建設団体である「愛媛県火災共済共同組合」並びに受注者の3者契約である。</p>	

注1 入札参加資格について「—」が記入されている項目については、入札参加資格として設定しない項目である。

注2 上記の各期間について、「受付時間中」とは、休日(愛媛県市町総合事務組合の休日を定める条例(平成17年条例第4号)第1条第1項に規定する本組合の休日をいう。)を除く日の午前8時30分から午後5時までをいう。